

**令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要**

地方公共団体名【岩倉市】

令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

実施時期 令和5年4月、令和6年3月

構 成 員 市内各校の学校長、教務担当、センター校の養護教諭、市教育委員会

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(2) 学校における指導体制の構築

岩倉東小学校を小学校のセンター校とし、学校生活適応指導（集中初期指導）及びプレスクールを実施担当者会及び研修会を毎週1回開催した。また、中学校センター校を南部中学校とした。さらに、日本語教育担当教員は所属校以外の学校に巡回指導・交流を行った。

(3) 特別の教育課程の整備

本市では、以前より市独自の様式により「児童生徒の記録」「指導に関する記録」「日本語・教科ステップ別指導計画表」からなる「個別の指導計画」を、対象児童生徒全員に対して作成している。また、個々の日本語力や教科学習の力に合わせた個別指導をモジュール方式で実施するとともに、令和3年度に再改訂した新評価シートで日本語力と学年別教科習熟度を毎学期末に明示する。さらに、評価結果をもとに指導計画を修正することで、指導と評価の一体化を図る。

(4) 日本語公開指導及び情報交換会の実施

教育委員会、市内教職員、管内の学校の教職員、その他日本語教育に関わる参加希望者を招き、日本語公開指導及び情報交換会を実施した。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

外国人児童生徒等に対する学習や生活の指導や授業の補助、外国人児童生徒の保護者との連絡及び配布文等の翻訳業務等を行うため、市内小中学校に日本語教育指導員及び日本語教育支援員を配置する。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(2) 学校における指導体制の構築

室長を中心とした指導体制を構築し、指導内容や指導方法の共通化を図ることで、市内各校での指導の質を保障することができた。また、学校生活適応指導（集中初期指導）実施校を設置することで、学校生活への早期順応を促すことができた。さらに、外国人講師の配置により、母語を交えた生徒への学習指導やサポートだけでなく、保護者会や電話連絡の際に通訳を介して家庭と学校との連携が滞りなくできた。

(3) 特別の教育課程の整備

個別の指導計画の作成と評価結果を踏まえた見直しにより、対象児童生徒の日本語力を効果的に高めることができた。また、ステップ別指導とモジュール方式を組み合わせることで、個々の日本語力に応じた指導を行うとともに所属学級で学んでいる教科学習の効果的な習得に繋げることができた。

(4) 日本語公開指導の実施

地域住民へ岩倉市の取組を発信することで、外国人や外国人児童生徒の多い学校に対する一定の理解を得ること、また、市内関係者で情報を共有することで、日本語指導が必要な児童生徒に対して必要な支援が行き渡る体制作りにつながった。また、他市町村の教職員や大学関係研究者等が参加することで、先進実践事例や研究例、課題解決の具体例等について情報交換できた。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

言語だけでなく、日本の生活習慣等についても指導することができるため、日本の学校生活に慣れるための一助となつた。日本語の指導ばかりでなく、母語能力が落ちないようバランスのとれた指導ができるため、児童生徒にとっては、日本語と母語の両方を話すことができるという強みになり、将来的なキャリア教育にも繋がる。

本事業で対応した児童・生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	(人園)	(173人 5校)	(81人 2校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		(173人 5校)	(81人 2校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)

4. その他(今後の取組予定等)

日本語が十分に分からぬ児童生徒にきめ細やかな指導や支援を行うことができた。また学校生活に適応するために必要な生活習慣等についても指導や支援をすることができた。

日本語の指導ばかりでなく、母語能力が落ちないようバランスのとれた指導ができるため、児童生徒にとっては、日本語と母語の両方を話すことができるという強みになり、将来的なキャリア教育にも繋がった。

今後も継続して学校生活適応指導や初期指導が必要な児童生徒がでてくるため、指導ができる人材の確保や人的予算の確保を行っていく。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになつても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。